

2023年7月吉日

お客様 各位

静岡県労働金庫

2024年からのNISA制度のご案内

拝啓 平素は〈ろうきん〉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年1月、NISAは非課税保有期間の無期限化や制度の恒久化等により、大幅にリニューアルし、新しい制度がスタートします。

新しいNISA制度の導入に向けて、NISAをご利用されている方、投資信託の口座を開設されている方に、制度概要や〈ろうきん〉でのお手続きについて、ご案内いたします。

ご不明点等ございましたら、お気軽にお取引店へお問合せください。

敬具

記

1. 2024年からのNISAのポイント

- (1) 非課税保有期間の無期限化
- (2) 年間投資枠の拡大
- (3) 非課税保有限度額の拡大
- (4) 制度の恒久化
- (5) 非課税限度額の再利用が可能
- (6) つみたて投資枠・成長投資枠の併用が可能

2. NISA口座開設手続き

- (1) NISA口座を開設されている方

2023年12月末時点で現行のNISA口座（一般NISA・つみたてNISA）または2024年1月1日時点で18歳であるジュニアNISAを開設している方は、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されるため、開設手続きは必要ありません。

- (2) NISA口座を開設されていない方

口座開設の手続きが必要になります。

なお、2023年中に現行のNISA口座を開設することで、自動的に開設される新しいNISA口座を2024年1月からご利用できます。

お手続きについてはお取引店へお問合せください。

3. 2023年までのNISAの定時定額買付契約の取扱い

2023年までのNISAの定時定額買付契約は、2024年からのNISAへ引継ぎます。

つみたてNISAでの契約は、「つみたて投資枠」に、一般NISAでの契約は、「成長投資枠」に引継ぎ、それぞれの投資枠で買付を行います。

ただし、一般NISAで成長投資枠の対象外のファンド（毎月分配型等）を契約されている場合は、2024年1月以降（受渡日基準）は、非課税で買付することができないため、定額定期買付契約の廃止のお手続きが必要になりますので、お取引店までご相談ください。なお、お手続きがない場合は、課税口座による買付になります。

4. 2024年からのNISAの定額定期買付契約のお申込み

店頭では、2023年9月から2024年1月以降の定額定期契約の新規・変更申込みを受付します。

ろうきんダイレクトでの新規・変更申込みは引落開始月の前月の引落日後から受付します。例えば、引落日（非営業の場合は翌営業日）が27日の契約は2023年11月28日*より、7日の契約は2023年12月8日より、17日の契約は2023年12月19日より申込みが可能です。

*2023年12月27日の引落による買付の受渡日が2024年1月になり、新しいNISAの対象になるため。

5. 2023年までのNISAの取扱い

2023年までのNISAで保有している商品は、2024年以降も非課税期間（一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、ジュニアNISAは5年間*）が終了するまでは非課税（新しい制度の外枠）で保有し、分配金と売却益は非課税です。ただし、非課税期間終了時は、新しいNISA制度に移管（ロールオーバー）することはできず、課税口座への払出しとなります。

*18歳未満の場合は1月1日で18歳になる前年の12月31日まで

6. お問い合わせ先

〈静岡ろうきん〉 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-609-123

受付時間：平日9：00～18：00

※土日祝、12月31日～1月3日はご利用いただけません。

※音声ガイダンス番号「3」を選択ください

以上